

金融研究会

「金融関連の会計・税制を巡る制度的諸問題」

I. 会議の概要

1. はじめに
2. 問題意識の概要
3. 会計・税制の制度的枠組み上の問題点
4. 時価主義会計導入の検討
5. オフバランス取引の扱いとディスクロージャーのあり方
6. 連結決算、貸倒引当金、会計・税制の国際的調和
7. おわりに（貝塚議長総括コメント）

1. はじめに

日本銀行金融研究所では、1993年4月23日、第20回金融研究会（パネル・ディスカッション）を開催した。今回は、最近において、学界・実務界でも関心が高まってきている「金融関連の会計・税制を巡る制度的諸問題」をテーマとして取り上げ、現行の会計規則や税制の枠組み上の問題点のほか、時価主義会計の導入、オフバランス取引に関する会計・税制のあり方、ディスクロージャーのあり方、会計・税制の国際的調和等について、多面的に検討した。これらの問題は、単に会計・租税理論上の問題にとどまらず、法制度や金融構造のあり方と密接に関わるとともに、実務的、国際的視点からの考察も不可欠との認識から、会計学者・財政学者をはじめ経済学者、法学者、会計実務家（公認会計士、格付アナリスト）に幅広く参加を求め、いわば学際的な議論を行った。

今回のパネルの参加者は以下のとおりである。

<議長>

貝塚啓明 東京大学教授
（日本銀行金融研究所特別顧問）

<コーディネーター>

澤本一穂 日本銀行金融研究所長

<導入報告者>

黒田晁生 日本銀行金融研究所研究第2課長

<報告者>

宮島 洋 東京大学教授（財政学）
斎藤静樹 東京大学教授（会計学）
弥永真生 筑波大学助教授（商法・会計法）
小宮山賢 井上斎藤英和監査法人代表社員（公認会計士）

<コメンテーター>

堀内昭義 東京大学教授（経済学・金融論）
神田秀樹 東京大学教授

(商法・証券取引法・金融法)

三國陽夫 三國事務所代表取締役

(格付アナリスト)

なお、フロアには市中金融機関（銀行、証券会社、業界団体等）、格付機関、会計諸団体の実務家や各種シンクタンクの研究者および学者等が多数参加した。

当研究会では、貝塚特別顧問を議長として、以下の4つのセッションに分けて議論が行われた。

第1セッション：会計・税制の制度的枠組み上の問題点

第2セッション：時価主義会計導入の検討

第3セッション：オフバランス取引の扱いとディスクロージャーのあり方

第4セッション：連結会計・貸倒引当金のあり方と会計・税制の国際的調和

各セッションでは、まず報告論文提出者のうち各2名がそれぞれの専門分野から報告し、それらに対するコメンテーターからの予定討論のあと、自由討議に移るかたちで議論が進められた。最後に、貝塚議長が、会計・税制の制度的諸問題に関する今回の金融研究会は時宜を得た有意義な試みであり、今後の金融自由化・効率化・国際化を推進する上で不可欠なものであると総括し、閉会した。

2. 問題意識の概要

金融研究会の冒頭において、今回の研究会を開催するに当たっての日本銀行金融研究所の問題意識と、各セッションにおける討議の前提となる会計・税制上の主要な制度的諸問題に関して、概略次のような説明・報告が行

われた。

まず、澤本は、業際問題の見直し等を中心とする金融制度改革が実行に移されつつある現段階での次の大きな課題は、わが国の金融・資本市場の透明性・公正性・効率性の向上を図り、市場メカニズムをより一層ワークさせるために、如何にして現行制度のインフラストラクチャーを整備するかであり、会計制度や税制の見直しはその重要なファクターになると説明した。

また黒田は、導入報告論文の問題意識を若干敷衍して、金融の自由化・国際化が進展する中で、わが国の金融・資本市場の効率性や透明性を確保するためには、①わが国の会計・税制が金融機関や企業の経営実態を正確に反映しているかどうか、②わが国の金融・資本市場を育成していく上で整合的なものとなっているかどうか、③国際的にも調和のとれたものとなっているかどうか、について多面的な検討が不可欠と指摘した。

さらに、黒田は、総論的な検討課題として、現状の金融関連の会計・税制の枠組みをどのように改善していくかという問題を取り上げた。すなわち、わが国の会計制度としては、商法、証券取引法（以下、証取法と略記）、税法の3つの法律が互いに密接に関連し合ういわゆる「トライアングル体制」が採られているが、これには企業の会計報告の手数を減らすメリットがある反面、その問題点として、企業の経営実態を把握し、配当可能利益を算定するための財務会計が、税額を算定するための税務会計に逆に強く拘束されてしまい、財務会計本来の機能が果たせなくなっている面がある。したがって、財務会計と税務会計の分離を真剣に検討すべきとする論者が多いと指摘した。

I. 会議の概要

次に、各論として討議すべき第1の問題点として、時価主義会計の導入を取り上げ、わが国の会計基準が部分的には低価法を容認しつつも原則的には取得原価法を資産評価の基準としているため、最近では時価と簿価の大幅な乖離により、企業の財務諸表が実態とは掛け離れたものとなっているほか、含み損益を利用した決算操作が頻繁に行われている。したがって、取得原価主義を見直すとともに、資産評価の基準として時価主義（Mark-to-Market）の採用を検討する必要があるのではないかと問題提起をした。

第2の問題点としては、オフバランス取引の会計基準の整備を取り上げ、オフバランス取引に伴う利益やリスク管理のためには継続的な値洗いが必要となるが、わが国ではこうした値洗基準が統一的に採用されていないため、金融機関の財務諸表から損益やリスク状況を把握することが著しく困難になっている。また、オフバランス取引の会計基準として時価主義の採用されていないことが、例えばスワップ取引について、国際金融市場としての東京市場の発展を阻害する要因となっているとの声もあると指摘した。

第3の問題点としては、金融機関のディスクロージャーの拡充を取り上げ、不良債権の開示問題にとどまらず、有価証券等の時価情報、営業の分野別・地域別のセグメント情報、各種のオフバランス取引の実態等、より広範囲のディスクロージャーのあり方を討議する必要があるほか、ディスクロージャーのメリット・デメリットを整理しておく必要があると述べた。

そのほか、連結決算については実質支配力基準をどのように導入していくかといった問題点があり、また貸倒引当金についても、各

金融機関の自主的な判断により有税扱いの引当金を積める余地を広げるべきだとする意見があるほか、国際的な会計基準の調和についても、現在国際会計基準委員会（IASB）で策定・検討している国際会計基準（IAS）にわが国としてどう対応すべきかを論じる必要があるなど、検討すべき課題は少なくないと指摘した。

3. 会計・税制の制度的枠組み上の問題点

第1セッションでは、現行の商法、証取法、税法に基づく「トライアングル体制」について、その問題点を明らかにするとともに、「トライアングル体制」の分離の是非、すなわち主として商法により規定される財務会計と税法により規定される税務会計の分離、商法会計と証取法会計の分離の是非等について討議が行われたほか、銀行会計が一般会計と異なる面を有しているかどうか、についても議論が行われた。

(1) 現行制度の枠組み上の問題点

最初に、わが国の現行会計制度のいわゆる「トライアングル体制」、すなわち会計制度に関して商法、証取法、税法が互いに密接に関連し合っている体制の下では、次のような問題点があるとの指摘が多くのパネリストから行われた。

（財務会計と税務会計）

まず、宮島（敬称略、以下同様）は、現状では納税・税務行政コストの最小化の観点から、財務会計と税務会計の統一が図られているが、税務会計の性格や方法は財務会計とは本来異質なものであり、また、法人税の課税ベースとなる法人所得が財務会計上の所得概

念と一致する必要性もないことから、会計処理の簡素化以外には、税務会計上の確定決算主義を維持すべき理由は見当たらないとして、財務会計と税務会計の分離（財税分離）を強く主張した。また、弥永は、現状においては決算調整というかたちで、税法上の細目に沿うように財務会計が運用されている点で、税制が財務会計を事実上拘束しているといういわゆる「逆基準性の問題」があり、その結果、財務会計本来の機能・目的（配当可能利益の算定や投資家への情報提供）が阻害されている面があると指摘した。

さらに神田は、企業や金融機関を取り巻く環境が変化してきた結果、財務会計が本来の機能・目的を果たしえなくなっており、また国際的にみてもわが国の会計制度はやや特異なものとなってきたため、会計基準の国際的統一という潮流にも対応が困難な状況になりつつあることから、財税分離を進めるべきであると主張した。

一方、斎藤は、財務会計と税務会計との関係については、企業が利益を増やしたいという財務会計上の誘因と、利益を少なくしたいという税務会計上の誘因との間でバランスをとろうとする結果として、税務行政が円滑に行われ、行政コストの節約につながっている面も否定できないため、財税分離を行う際には税務サイドの対応についても考慮しておく必要があると指摘した。また、小宮山は、財務会計と税務会計を分離するだけでなく、両者を調整する手段、例えば実際に課税が行われるまでの間、課税相当額を資産または負債に計上する「税効果会計」を導入すれば解決可能な部分も存在すると指摘した。

こうした財税分離の肯定論に対して、堀内は、財務会計と税務会計の一致によって得ら

れている社会的コストの削減や税制変更に伴う企業行動への影響の予測の容易さ等を考慮すると、財税一致にもメリットがあるわけであり、両会計を一致させたまま、より合理的なものに改善していくことを検討すべきとの見方もできるとし、三國もこうした考え方に同意した。

この間、貝塚は、議長の立場を離れて財政学者の一人としての見解を述べるとすれば、

「トライアングル体制」の中では税務会計が他の会計制度に影響を及ぼしている面があることは否めないが、これは税制が税の公平・公正という税務行政上の要請から強い強制力を有するなど、企業に対して最も強制力・影響力のある制度であるためと考えられると述べた。

（商法会計と証取法会計）

次に、弥永は、商法会計と証取法会計との問題として、配当可能利益の算定を目的とする商法会計と投資家への情報開示を目的とする証取法会計との間で現行制度上の対立点があると考えられる以上、基本的には両会計を分離する方向で配当規制と開示規制のあり方を見直す必要があると主張した。また、神田も現行商法の配当規制が合理的な制度といえるか、また十分なディスクロージャー制度があれば過度な配当規制は不要ではないか、といった問題があることを指摘し、両会計の関係については商法会計サイドにより大きな問題があるとした。これに対して、斎藤は、開示に関する限りは両会計はとくに違う性質を持っているわけではなく、開示規制と配当規制のコンフリクトは、証取法と商法の間というよりも、むしろ商法の中での問題であると指摘した。さらに、堀内は、情報提供目的に合致する会計基準を導入すれば、それは当

I. 会議の概要

然配当可能利益の算定目的にも十分かなうはずであり、情報開示の不完全さを補うために配当可能利益算定基準が必要という意味で、開示規制と配当規制は相互補完的であると主張した。

(2) 銀行会計の扱い

まず、銀行会計が一般企業会計とは異なる側面を持っているかどうかに関して、神田、小宮山、弥永は、銀行業の特殊性を強調する立場から、銀行会計には一般企業会計とは異なる会計基準や法規制が要求されることとしたのに対し、堀内、三國は、会計の透明性確保の面では銀行も一般企業も大差はないため、ことさら銀行だけを特別扱いする必要はないのではないかと主張した。

すなわち、神田、小宮山は、①銀行の資産・負債の大部分は貨幣性（換金性）を有し、それらが日々市場リスクにさらされている、②銀行はいわば規制産業であるため、規制（自己資本規制等）との関係で会計基準を設定する必要がある、③銀行に対する市場のモニタリング体制と会計制度は密接な関係がある、といった理由から、銀行に対しては一般企業とは異なる会計基準を導入すべきと主張した。また、弥永も、信用秩序維持の観点から、銀行に対しては、預金者のリスクを軽減するような法規制（配当規制等）が要求されると論じた。

これに対し、堀内は、銀行が他業種に比べて市場リスクにさらされる度合いが高いのは事実であるが、会計面での透明性確保の必要性や市場のモニタリングの前提となる会計制度の重要性に関しては、銀行も一般企業もさほど違いはなく、ことさら銀行会計だけを特別扱いする必要はないのではないかと反論し

た。また、三國も、会計の透明性やディスクロージャーの必要性という観点からは、銀行会計と一般会計との間に差を設ける必要はないと同調した。

次に、現行の銀行会計には未整備なところがあり、市場が銀行を十分にモニタリングできないとすれば、銀行会計の見直しは必要との点では、各パネリストの認識は一致した。また、具体的な銀行会計の見直し方法について、小宮山、神田は、一般企業会計に先立って銀行会計の見直し（時価主義の導入等）を行い、次に一般企業会計の見直しに移行するのが現実的であるとし、また銀行業のような規制産業における会計制度は、規制（自己資本規制等）のあり方との関係を十分に考慮した上で検討すべきであると主張した。また弥永は、銀行会計を一般企業会計とは切り離して見直す場合、例えば時価主義の導入や資産再評価の実施については、商法、証取法を改正しないまでも、銀行法等の業法の改正で対応可能であると述べた。

4. 時価主義会計導入の検討

第2セッションでは、取得原価主義を基本とする現行の会計制度に時価主義を新たに導入する際のメリット・デメリット、含み損益の配当可能利益への算入の是非、資産再評価の是非やその手法について検討が行われた。

(1) 時価主義会計導入のメリット・デメリット

現行の取得原価主義会計および実現主義の課税の下では、①簿外に多額の含み損益が存在する、②益出しや入替商い等の利益操作を誘引する、③結果的に株主、投資家、債権者等が金融機関や企業の実力を見誤る可能性が

ある、等の問題があるとして、各パネリストとも基本的には時価主義の導入に賛成の立場を採ったが、時価主義導入のメリット・デメリットや時価主義を導入する場合の対象範囲等については、論者によって意見の相違がみられた。

すなわち、時価主義導入のメリットおよび範囲について、弥永は、会社債権者、株主、投資家にとって、時価情報の開示は企業評価や倒産予測等の観点から有用であり、また時価情報の開示には経営者行動を律する効果もあるため、時価評価できる資産・負債は基本的に時価評価すべきであると主張し、堀内もこれに同調した。一方、宮島は、所得税に関してキャピタル・ゲイン等による未実現利益も所得と捉えて課税すべきとする純資産増価説の立場から、本来はあらゆる資産について時価主義を導入すべきであるが、現実には資産市場の不完全性等の問題があるため、実現主義ベース課税を前提としつつ時価主義会計の部分的適用を考えざるをえないと指摘した。これに対し、斎藤、小宮山は、投資成果を事後的に測定するという企業会計の機能に即して考えれば、営業資産等のように貨幣性のない（換金が容易でない）実物投資については、その成果が営業努力に依存し、キャッシュ・フローの実現を待ってはじめて利益となるため、取得原価主義や実現主義による評価が適当であるが、金融商品のように貨幣性の高い（換金可能な）資産・負債については時価評価すべきであると主張した。

さらに、神田は、わが国では、時価主義を導入している英国や米国に比べて、決算操作が頻繁に行われているため、決算対策ないし決算操作を過度に容認しないような制度を確立することが望ましいとし、貝塚もこれに同

調した。また、黒田は、時価主義を導入し、金融機関の正味資産を把握することで、金融規制当局が経営の危険な金融機関をより正確に見極めることが容易になるというメリットもあると述べた。

次に、時価主義導入の際のデメリットあるいは問題点としては、①資産市場の不完全性に伴い時価把握が技術的に困難である（宮島、弥永）、②時価評価・計算のために追加的コストがかかる（弥永）、③資産を時価評価する場合、対応する負債評価との整合性が問題となる（斎藤）といった点が指摘された。

ただし、弥永は、このうち①については、市場が不完全な資産の評価も、時価測定ルール of 明確化や限定監査の有効利用により、ある程度把握・検証可能であり、また②の追加的コストについては、さほど大きくないし、年を追うごとに小さくなると期待できると付言した。

なお、小宮山は、時価主義会計の導入について、例えば、昨年末から金融資産・負債の公正価値（fair value）情報のディスクロージャーが義務付けられた米国の銀行のアンニュアル・レポートの中では、①評価基準としては取得原価主義と時価主義が混在している、②開示は合理的な見積りの範囲内に限っている、③見積り価格は実際の取引価格と乖離しうる、④見積り方法の違いにより著しい金額の差が生じうる、等の注意書きが約半ページに亘って付されていると紹介した上で、実際にわが国に時価主義会計を導入するに際しては、細かな手法に関して検討を要する点は少なくないと指摘した。

(2) 含み損益の配当可能利益への算入の是非
わが国に時価主義会計を導入する場合、現

I. 会議の概要

行の取得原価主義の下では財務諸表上に計上されていない含み損益の会計処理上の取扱い、すなわち含み損益を配当可能利益（損失）に算入すべきか否かが問題となる。

この点について、弥永は、現行法上、含み損は配当可能利益から控除しうるが、含み益は配当可能利益に算入できないとする扱いは、理論的根拠に乏しく、会社債権者保護の観点から一貫性に欠けるため、未実現利益も一定の要件の下で（例えば、十分な取引量のある上場有価証券等については）、配当可能利益に算入すべきであると主張した。これに対し、斎藤は、含み益を配当すると企業の資本構成が変化して債権価値が希薄化する可能性があり、そのリスクに見合う資本コストの上昇を避けるには、配当を実現利益に限定する現行制度にも（借り手企業の利害にも沿うという意味で）合理性が認められると論じた。また、三國も、わが国では含み益は、日本の経営を前提とする以上、企業経営の安定性確保に極めて重要な役割を果たしているという理由で、含み益を社外に流出させることには反対した。他方、堀内は、株主等の行動の合理性を想定する経済学の立場からみれば、含み損益を配当可能利益に参入するか否かは金融機関株主にとっては無差別のはずであり、含み損益の存在を開示することこそが重要であると述べた。

(3) 資産再評価の是非

わが国に時価主義会計を導入することが当面難しいとすれば、土地等の資産については、取得原価主義を維持したまま資産再評価を行い、財務諸表上の数字を少しでも実態に近づけることは可能かどうか、もし実施するとすれば、どのような方法がよいかについて議論

が行われた。

まず、資産再評価の是非については、弥永が実施を否定する理由はないとして肯定的に評価し、斎藤、宮島も条件付きながら有効と評価したのに対し、三國、小宮山は、資産再評価を実施する積極的な意義は見出せないとして否定的立場をとり、パネリスト間で見解が分かれた。

すなわち、弥永は、企業の資本充実のために資産再評価を実施した第2次大戦後と現在では状況が全く異なるとしながらも、資産再評価によって現行会計の歪みを是正するとともに、金融機関にとってはB I S規制等をクリアし経営の健全性を確保できるのであれば、再評価の実施を否定する理由はないと主張した。一方、宮島は、前述した資産増価説に基づく所得課税の下では、発生ベースの資産評価損益を実質化するインフレ調整作業を毎年行うことに伴う納税事務・行政コストが無視できないので、特定時点ないし数年間隔で行う資産再評価によって代替することを考えてもよいとし、斎藤もインフレに見合う保有資産の値上り分については、土地を含めて評価益を計上してよいと述べた。これに対し、三國、小宮山は、資産再評価は単に含み益を表面に出すだけの話であり、実質的な自己資本の充実につながらないため、実施する意義を見出せないとして、それぞれ否定的な見解を示した。

次に、資産再評価を実施する場合の手法として、宮島は、金融資産をも含めた幅広い資産を対象とした強制再評価とし、そのうち物価上昇分に見合う再評価益は非課税、それ以外のキャピタル・ゲイン分は課税対象とすべきと主張した。これに対し、斎藤は、資産のインフレに見合う値上り益は、自己資金で賄

われた部分については拠出資本の修正に充ててよいが、インフレを超える実質的な値上り分については、営業に拘束された資産の再評価を行うべきではないと主張した。また、弥永は、土地等の再評価益を資本の部の再評価積立金に計上し、再評価課税は行わないのがよいとの見解を示し、三國も、資産再評価により自己資本が増加しても、フローの利益は不変であるため、課税は好ましくないとの立場をとった。

5. オフバランス取引の扱いとディスクロージャーのあり方

第3セッションでは、近年取引が急拡大しているオフバランス取引に関する会計・税制上の問題点等について議論するとともに、最近わが国でも充実されつつあるディスクロージャーの意義・目的や方法について検討が行われた。

(1) オフバランス取引の扱い

オフバランス取引については、オフバランス取引をどう捉えるべきか、オフバランス取引の現行会計上の問題点は何か、また、わが国でも欧米のように「ヘッジ会計」を導入すべきか否かについて議論が行われた。

まず、オフバランス取引の定義について、小宮山は、最近の実態から判断すると、オフバランス取引を単に簿外取引と捉えるのは適当でなく、資産・負債の相殺等も視野に入れて、「財務諸表における認識の終了(derecognition)が行われたが、損失のリスクが残っている取引」と、幅広く捉えるべきとの指摘を行った。これを受けて三國は、①主力銀行としての役割、②有力銀行による破綻銀行の救済、③ノンバンクを通じた母体銀行の

行動(貸出等)も、広い意味でオフバランス取引と考えるべきと主張した。

次に、オフバランス取引の現行会計上の問題点として、小宮山は実際に企業の会計監査に携わっている立場から、①会計基準が不明確であり、整合的でない、②決算対策の利益調整手段として使われやすい、③管理会計上(採算管理面)の数値と企業会計上の数値(外部報告数値)が乖離している、④ヘッジ目的取引の損益認識がミスマッチになっているという点を指摘し、他のパネリストも概ね同様の認識を示した。

また、こうした問題点を解決するためには、基本的には時価主義を導入し、リスクを正確に測定することが望ましいとの見方で、各パネリストの見解は一致した。ただし、具体的な会計処理の見直し方法については各パネリスト間で意見の相違がみられた。

すなわち、小宮山は、時価主義導入を肯定する立場から、個別商品ごとに会計処理のあり方を検討するのではなく、オフバランス商品全般を包括的に扱う会計基準を再構築する必要があると主張し、三國もこれに賛同した。一方、斎藤は、オフバランス取引については、利益の測定とは別に時価情報を開示する方法もあるが、企業の業績を正確に測るためには、契約残高(正味のポジション)を原則として時価評価して損益を計上すべきと主張した。また、弥永は、オフバランス取引でも①契約に拘束力があるものは原則として貸借対照表上に資産・負債として計上し、②貨幣的評価を合理的に行える場合は、時価ないしは契約価格で評価すべき(貨幣的評価を合理的に行えない場合は、時価情報等を開示すべき)であると述べた。

こうした主張に対し、神田は、オフ balan

I. 会議の概要

ス取引に時価主義を導入すべきか否かについてやや安易に結論を導いている嫌いはないかと疑問を提起した上で、時価主義を巡る今後の議論においては、①時価主義会計が要求される取引とそうでない取引に分ける、②伝統的な金融商品に対する時価主義会計がなぜ不要となっているかについての理論的説明を行う、③商品勘定と投資勘定を区別して論ずる、④グローバル・ヘッジ（特定の取引のヘッジではなく、取引全体のヘッジ）採用の適否を論ずる、などの点が重要ではないかと指摘した。

なお、ヘッジの効果を認識するために導入が求められている「ヘッジ会計」（ヘッジ対象とヘッジ手段の損益認識時期を合わせる会計処理）については、斎藤が、オフバランス取引を時価評価するなら、そのヘッジ対象であるオンバランス取引も時価評価し、ヘッジ会計を導入すべきと主張したのに対し、小宮山は、ヘッジ会計は、オン・オフ両取引が時価評価の場合だけでなく、両取引が取得原価評価の場合でも実施しうるとし、わが国ではむしろ後者の方が現実的であろうと主張した。

(2) ディスクロージャーのあり方

ディスクロージャーに関しては、その意義・目的、現行制度上の問題点、および今後のあるべき姿について議論が行われた。

まず、ディスクロージャーの意義・目的については、なぜ必要かといった理由やその効果をどこに求めるか等に関して、各パネリスト間で若干のニュアンスの差がみられたものの、各パネリストともディスクロージャーが重要であるとの認識に相違はなかった。

すなわち、斎藤、三國が金融の市場メカニ

ズムを機能させるためには、金融機関の情報が広く開示されていることが必要であるとしたほか、弥永は、金融自由化の下では金融機関に係わるリスクを株主と預金者等が負担することになるため、金融機関の情報開示が不可欠であり、経営者のモラル・ハザード防止のためにも有用であると主張した。一方、神田は、市場メカニズムが十分に機能するとすれば、開示が不十分な金融機関等は本来自然に淘汰されるはずであるが、現実には市場は不完全なため、規制による情報開示の強化が求められると論じた。

ディスクロージャーの効果に関しては、斎藤が、ディスクロージャーは投資家を保護する規制の問題であるとともに、金融機関や企業の経営者が市場にメッセージを送るシグナリングの一環でもあると主張した。また、黒田は、ディスクロージャーの効果としては、①ディスクローズされた情報が利用者の投資判断に役立つ「フィードバック効果」と並んで、②ディスクロージャーを通じて金融機関や企業自身の自己規律が厳しくなる「フィードフォワード効果」も重要であると述べた。

この間、堀内は、金融機関の自由な情報開示に対する制約を除去し、より積極的にディスクロージャーを推進した方が預金者・投資家の不安解消に資するはずとした上で、金融規制当局は顧客・納税者のエージェントたるべきとの立場から、行政当局が手厚い預金者・債権者保護行政を行っている場合でも、行政当局のパフォーマンスを評価し、その活動をコントロールするためにディスクロージャーが必要であると主張した。

次に、ディスクロージャーに関する現行制度上の問題点として、斎藤は、証取法が業績の指標としての役割を求めているのに対し、

商法は配当限度額を定める役割を求めているため、会計の「トライアングル体制」が証取法上のディスクロージャーにとって大きな制約となっていると指摘した。また、弥永は、現行制度の下で十分な情報を与えることなしにリスクを投資家に負担させていることは問題であり、金融機関は明文の規定がなくても、情報開示を怠った場合には民事責任を負う可能性がある」と主張した。さらに、小宮山は、諸外国に比べてわが国では、偶発債務や契約債務の開示が遅れていることがとくに問題であると指摘した。

ディスクロージャーのあり方については、小宮山が、財務諸表上で会計処理を行う「本体開示」と、財務諸表の注記等にとどまる「本体外開示」があり、損益に関わらないキャッシュ・フロー情報等は「本体外開示」で十分であると主張した。また、三國は、銀行のディスクロージャーに関しては、①銀行の株式保有形態の開示、②株式持合いの益出し会計処理の開示、③担保の評価額・測定方法の開示、④有価証券報告書の幅広い配布、⑤公認会計士の責任と権限の明確化が必要である（ただし、④、⑤については一般企業にも当てはまる）とした上で、とくに銀行の不良債権開示については、業界内での取決めの結果、都市銀行・地方銀行等業態別に違いがみられるのは問題であると指摘した。

6. 連結決算、貸倒引当金、会計・税制の国際的調和

第4セッションでは、その他の検討課題として①連結会計のあり方や連結納税の導入の是非、②貸倒引当金制度のあり方と「税効果会計」の導入の是非、③会計・税制の国際的調和のあり方について議論を行った。

(1) 連結会計、連結納税のあり方

まず、連結会計については、わが国の現行の連結基準（「過半数持分基準」、企業の重要性に応じて連結の要否を決定する「重要性の原則」など）では企業結合体としての活動が不透明であるとして、その見直しを求める意見が大勢を占めた。

すなわち、小宮山は、現在日本企業が海外子会社と連結会計を行う際に、国内親会社には日本基準、海外子会社には海外基準を採用し、各々ベースの違う別個の財務諸表を単純に足しあげるかたちで連結を行っているが、これでは財務情報として意味をなさないため、連結会計の役割を見直すべきであると主張した。また、弥永は、現行の過半数持分基準については、基準の客観性は認めるものの、実態と乖離しているため、実質支配力基準への移行を図るべきであり、また連結対象外の子会社等についても、少なくとも親会社が将来負担する可能性のあるリスク等については、何らかの補足情報を開示すべきだと主張した。さらに、斎藤は、わが国では連結会計と合併会計が分離されているほか、合併会計が連結を想定していない税法や商法の規制に委ねられているが、連結会計と合併会計は米国のように一体化し、両者の整合性を確保することが重要であると指摘した。

次に、連結納税については、先進主要国の中で導入していないのは、日本、カナダ、イタリア、スイス等にすぎず（米国、英国、ドイツ、フランス等ではすでに導入済み）、また子会社・支店等を使った脱税・節税行為の回避のためには有効であるとされているが、宮島は、連結納税をわが国に導入するに当たっては、例えば、赤字子会社と連結して節税を図ろうとする親会社と、親会社・子会社

I. 会議の概要

それぞれを所管する税務当局との間の調整が難しいといった事情があり、議論がなかなか収束しないのが実情であると指摘した。

(2) 貸倒引当金制度のあり方と「税効果会計」の導入

わが国の貸倒引当金制度は、主要国の制度と比較すると、有税・無税の扱いや税務当局の承認の要否等の点で相違があり、本来の役割が十分に果たされていない面があるとして、その見直しを求める意見が出された。

すなわち、小宮山は、わが国では貸倒引当金について有税・無税の両制度がある中で、無税扱いとされる枠内での引当金積立てとなる傾向があり、米国に比べて損失発生の可能性がかなり高くなってからでないと十分な貸倒引当金が計上されないのが実情であるが、この点は再考の余地があると指摘するとともに、貸倒引当金制度のあり方として、損失の見積りは当該企業や金融機関が自主的にを行い、引当金は基本的には有税扱いか否かにかかわらず計上するのが望ましいと主張した。また、斎藤は、米国の金融機関は貸倒引当金を有税扱いでも自主的に計上するため、ハイリスク・ハイリターン型の金融機関とローリスク・ローリターン型の金融機関とでは貸倒引当金計上額にかなり差があり、銀行のリスク状況を会計データから把握することができるが、わが国では金融機関のリスク状況を貸倒引当金等の会計データからは把握できないという問題があると指摘した。

なお、有税扱いの引当金計上に際しては、引当・償却相当部分の損金算入時期と課税時期のズレから、財務会計と税務会計上の収益認識時期に差異が生ずるため、小宮山は、そうしたミスマッチを解消するために、「税効

果会計」（企業会計上の収益または費用として認識される事業年度と、それが税務上の損金または益金として認識される事業年度が異なる場合に、企業会計上の認識基準を基本において、税金を発生ベースで認識しようとする会計処理）を導入すべきであると主張した。この点に関しては、斎藤も、欧米主要国ではすでに「税効果会計」が導入されており、国際会計基準（IAS）でも「税効果会計」が強制適用されるが、わが国ではまだ部分的な導入（連結決算および長期の為替予約等での適用）にとどまっていると指摘した。

(3) 会計・税制の国際的調和のあり方

まず、会計基準の国際的調和のあり方については、各パネリストとも金融経済の国際化に伴い、会計基準の国際的統一・調和が必要となってきているとの基本認識では一致したが、国際的調和のための具体的方策や将来展望については各パネリスト間で相違がみられた。

すなわち、弥永は、現在の日本の会計基準の中で、例えば資産評価基準、ディスクロージャー、連結会計等、独自の対応がとられているものについては、できるだけ各国とバランスのとれた対応にするのが望ましいと主張した。また、三國は、日本の金融システムは今後ローリスク・ローリターンの大陸型ではなく、ハイリスク・ハイリターンの英米型が選択される方向にあるとの見解を述べ、それは同時に、会計基準についても英米型を選択し、ディスクロージャー制度がより充実されることを要請するものであると論じた。さらに小宮山は、例えば海外で資金調達を行う会社の連結会計について、日本の基準に基づく財務諸表に調整表を付して国際会計基準に合

わせるかたちで平仄を合わせてはどうかとの主張が少なくないが、もともと違うベースのものを調整表で揃えた程度では調和させていくのは困難であり、国際会計基準（IAS）の日本への導入を巡る検討が、日本の会計基準を見直すきっかけになることを期待していると述べた。

こうした主張に対し、神田は、会計基準の国際的統一という問題については、例えば「トライアングル体制」を維持しながらどこまで対応可能かといった具体的な検討作業を今後正面から行っていく必要があるとした上で、わが国の証取法会計は国際会計基準に馴染みやすく、開示ベースを国際基準に合わせることで比較的容易であるが、税法会計は各国法体系との違いが大きく、統一は困難であろうと指摘した。さらに神田は、銀行に対する国際的な規制（例えばBIS自己資本比率規制等）は規制対象国の会計基準がまちまちであると十分に機能しないため、規制レベルの国際的統一と会計レベルの国際的統一を並行して議論すべきであるとした。

これを受けて、宮島は、米国、英国では企業会計と税務会計との明示的な関係がなく、課税所得の算定には税法独自の所得調整を行う申告調整主義が採用されているのに対し、日本、フランス、ドイツ等では企業会計に従って課税所得が決定される確定決算主義が採用されていると指摘した上で、最近EC域内の統一税率を巡る議論の中で、税率だけを揃えても課税ベースが統一されていないと実効が上がらないため、企業会計と税務会計を切り離すべきとの意見が出てきており、わが国にとっても示唆するところが大きいと述べた。これに対して、貝塚は、税制の国際的調和は国家主権が複雑に入り組むため、解決が

困難な面が少なくないと指摘した。

7. おわりに（貝塚議長総括コメント）

最後に、貝塚議長から、第1～4セッションでの議論を総括して、次のようなコメントが行われた。

まず第1に、会計・税制の制度的枠組みに関しては、商法会計、証取法会計、税法会計の三者が互いに密接に関連し合う現行のいわゆる「トライアングル体制」は、企業や銀行の経営実態を正確に把握するとともに、それぞれの会計独自の目的を達成するためには不都合な点があるため、「トライアングル体制」を分離すべき、とりわけ財務会計と税務会計を分離すべきとの意見が大勢を占めた。

第2に、時価主義の導入に関しては、現行の取得原価主義および実現主義を基本とする会計制度の下では、含み損益の処理がややもすれば恣意的に行われる可能性が高く、このことが企業や金融機関経営の透明性確保の上でさまざまな問題をもたらしているため、わが国にも時価主義的な対応を導入すべきとの基本認識でパネリスト間の認識は一致し、とくに金融資産は時価評価すべきであるとの意見が有力であった。

第3に、オフバランス取引の扱いについては、基本的には時価主義を導入することにより、会計処理上もリスクを正確に反映させるのが望ましいとの意見が大勢を占めた。また、ディスクロージャーについては、企業や金融機関の経営の透明性を向上し、市場規律が働くようにするためには、より一層の拡充が必要であるとの意見が多く出された。

第4に、連結会計や貸倒引当金については、現行制度の下では企業や金融機関の実態を正確に反映していないため、見直しが必要であ

I. 会議の概要

るとの指摘が行われた。また、会計・税制の国際的調和に関しては、今後そうした方向が求められるという点では各パネリスト間の基本認識に相違が窺われなかったが、具体的な検討に当たってはなかなか難しい面もあることが指摘された。

最後に、今回の研究会で行った「金融関連

の会計・税制を巡る制度的諸問題」に関する各専門分野間での横断的な検討は、新しくかつ有意義な試みであるとともに、今後の金融の自由化・効率化・国際化の推進に当たっては不可欠なものであるとして、コメントを締め括った。

以 上